

既存ブロック塀等の安全性の確認等に係る実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、栃木県建築行政連絡協議会規約第3条第3項の規定に基づき、既存ブロック塀等の所有者の安全意識の向上及び安全対策の促進を目的とし、県内特定行政庁及び県内指定確認検査機関が県内建築確認申請の申請時等の際に行う既存ブロック塀等の安全性の確認等に関する実施手法について、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 建築物 建築基準法（以下「法」という。）第2条第1項第1号に規定する建築物をいう。
- 二 組積造 れんが造、石造及びコンクリートブロック造その他の組積造（補強コンクリートブロック造を除く。）をいう。
- 三 既存ブロック塀等 建築物に該当する塀のうち、構造が組積造又は補強コンクリートブロック造の塀をいう。
- 四 特定行政庁 法第2条第1項第35号に規定する特定行政庁をいう。
- 五 県内特定行政庁 栃木県内の特定行政庁である栃木県、宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、日光市、小山市、大田原市及び那須塩原市をいう。
- 六 指定確認検査機関 法第6条の2第1項に規定する国土交通大臣等が指定した者をいう。
- 七 県内指定確認検査機関 栃木県内に本支店等を有する指定確認検査機関である日本ERI株式会社、株式会社東日本住宅評価センター、株式会社住宅性能評価センター及び株式会社総研をいう。
- 八 県内審査機関 県内特定行政庁及び県内指定確認検査機関をいう。
- 九 建築確認申請 法第6条第1項又は法第6条の2第1項の規定に基づく建築物の建築等に関する申請をいう。
- 十 県内建築確認申請 県内特定行政庁の建築主事が受理した建築確認申請及び県内指定確認検査機関が受理した申請に係る敷地が栃木県内である建築確認申請をいう。
- 十一 完了検査申請 法第7条第1項又は法第7条の2第1項の規定に基づく完了検査の申請をいう。
- 十二 県内完了検査申請 県内特定行政庁の建築主事が受理した完了検査申請及び県内指定確認検査機関が受理した申請に係る敷地が栃木県内である完了検査申請をいう。
- 十三 完了検査 法第7条第4項又は法第7条の2第1項の規定に基づく建築物に関する完了検査をいう。

- 十四 県内完了検査 県内完了検査申請に係る完了検査をいう。
- 十五 建築主 法第2条第16号に規定する建築主をいう。
- 十六 設計者 法第2条第17号に規定する設計者をいう。
- 十七 建築主等 建築主及び設計者をいう。
- 十八 点検 点検表に基づく点検をいう。
- 十九 点検表 既存ブロック塀等安全点検表（別記様式1）をいう。
- 二十 受理済点検表 第3条第7項の規定（第4条第4項の規定により準用する場合も含む。）により受理した点検表をいう。
- 二十一 リーフレット 既存ブロック塀等の構造基準及び県内各市町における既存ブロック塀等補助制度等に関するリーフレットをいう。
- 二十二 既存ブロック塀等補助制度 既存ブロック塀等の撤去・改修に対する補助制度をいう。
- 二十三 定期パトロール 既存ブロック塀等の維持保全状況を把握するために定期的に行う巡視をいう。

（建築確認申請の申請時の対応）

- 第3条 県内審査機関は、県内建築確認申請の申請時に、当該申請に係る建築主等に対し、当該申請に係る敷地内における既存ブロック塀等の有無を聞き取り等により確認するものとする。
- 2 県内審査機関は、前項において、既存ブロック塀等があることを確認したときは、建築主等に対し、既存ブロック塀等の点検及び点検表の提出を依頼するとともに、リーフレットを配布するものとする。
 - 3 県内審査機関は、前項の規定による点検表の提出があった場合において、点検表の記載事項に不備がないことを確認するものとする。
 - 4 県内審査機関は、前項において、不備があることを確認したときは、必要に応じて建築主等に対し修正を求めるものとする。
 - 5 県内特定行政庁は、第3項において不備がないことを確認したときは、点検表を受理するものとする。
 - 6 県内指定確認検査機関は、第3項において不備がないことを確認したときは、点検表の写しを完了検査まで保管するとともに、当該申請に係る敷地を管轄する県内特定行政庁に点検表を送付するものとする。
 - 7 県内特定行政庁は、前項の規定による送付があったときは、点検表を受理するものとする。
 - 8 県内特定行政庁は、第5項及び前項の規定により点検表を受理した場合において、点検表の点検結果を確認した結果、安全上緊急を要すると認めたときは、建築主等に対し必要な行政指導等を行うものとする。

(完了検査の検査時の対応)

第4条 県内審査機関は、県内完了検査の検査時に、当該検査に係る敷地内における既存ブロック塀等の有無を確認するものとする。

2 県内審査機関は、前項において、既存ブロック塀等があることを確認したときは、当該ブロック塀等に係る前条第2項の規定による点検表の提出の有無を確認するものとする。

3 県内審査機関は、前項において、点検表の提出がないことを確認した時は、建築主等に対し、既存ブロック塀等の点検及び点検表の提出を依頼するとともに、必要に応じてリーフレットを配布するものとする。

4 前条第3項から第8項までの規定は、前項の規定による点検表の提出があった場合に準用するものとする。この場合において、同条第6項中「点検表の写しを完了検査まで保管するとともに、当該申請に係る敷地を管轄する県内特定行政庁に点検表を送付するものとする。」とあるのは、「当該検査に係る敷地を管轄する県内特定行政庁に点検表を送付するものとする。」と読み替えるものとする。

(フォローアップ)

第5条 県内特定行政庁は、必要に応じて、受理済点検表に係る記載事項に関する台帳を整備するものとする。

2 県内特定行政庁は、必要に応じて、受理済点検表の記載事項に関する情報を、既存ブロック塀等補助制度を所管する関係部局等に提供するものとする。

3 栃木県は、必要に応じて、受理済点検表の記載事項に関する情報を関係市町に提供することができるものとする。

4 県内特定行政庁は、必要に応じて、受理済点検表を建築主等に対する行政指導や既存ブロック塀等補助制度の周知及び定期パトロール等に活用するものとする。

附 則

1 この要領は、平成31年4月1日以降に受理した建築確認申請から適用する。

経過措置

2 当面の間、大田原市管内の建築確認申請については、本要領中、第1条、第2条、第3条第1項及び第2項のみを適用するものとし、第3条第2項中「既存ブロック塀等の点検及び点検表の提出を依頼するとともに」とあるのは「既存ブロック塀等の点検を依頼するとともに」に読み替えるものとする。

附 則

1 本要領は、令和5年5月26日から施行する。

既存ブロック塀等安全点検表

太枠部 を記入してください。

点検者

注意) 点検を行った建築主又は設計者の氏名を記入してください。(設計者の場合は事務所名も記入してください。)
 お願い) 設計者が点検を行った場合は、建築主に点検結果を説明してください。

塀の所在地

注意) 塀がある敷地の住所(地名地番)を記入してください。

【点検結果】

該当する【塀の種類】(※1)及び【塀の位置】(※2)の点検結果表の欄に点検結果を記入してください。

※1 補強(鉄筋が入っている)コンクリートブロック造の塀又は組積造(れんが造、石(大谷石)造、鉄筋が入っていないコンクリートブロック造)の塀

※2 道路面又は他の面

【補強コンクリートブロック造の塀(の部分)】の点検結果表

				点検実施日 年 月 日		
点検項目		点検内容		点検結果 (該当するものを○で囲んでください。)		
				【道路面】		【他の面】
①	高さ	塀の高さが地面から2.2m以下である。		はい	いいえ	不明
②	壁の厚さ	塀の厚さは10cm以上である。 (塀の高さが2m超2.2m以下の場合は15cm以上)		はい	いいえ	不明
③	控え壁 (※3)	塀の長さ3.4m以下ごとに、塀の高さの1/5以上突出した控え壁がある。		はい	いいえ	不明
④	基礎	コンクリートの基礎がある。		はい	いいえ	不明
⑤	ひび割れ 破損	塀にひび割れや破損がない。		はい	いいえ	不明
⑥	傾き ぐらつき	塀に傾きやぐらつきがない。		はい	いいえ	不明

※3 塀の高さが1.2m超の場合に該当

【組積造の塀(の部分)】の点検結果表

				点検実施日 年 月 日		
点検項目		点検内容		点検結果 (該当するものを○で囲んでください。)		
				【道路面】		【他の面】
①	高さ	塀の高さが地盤面から1.2m以下である。		はい	いいえ	不明
②	壁の厚さ	塀の厚さは塀の高さの1/10以上である。		はい	いいえ	不明
③	控え壁	塀の長さ4m以下ごとに塀の厚さの1.5倍以上突出した控え壁がある。又は塀の厚さが塀の高さの1.5/10以上である。		はい	いいえ	不明
④	基礎	コンクリートの基礎がある。		はい	いいえ	不明
⑤	ひび割れ 破損	塀にひび割れや破損がない。		はい	いいえ	不明
⑥	傾き ぐらつき	塀に傾きやぐらつきがない。		はい	いいえ	不明

塀の安全性の確保は、所有者の責任です。地震はいつ起こるか分かりません。
 地震時の事故等を未然に防止するため、塀を自己点検し、適切な維持保全に努めましょう。